各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会 会長 原口 亨

令和5年度「薬と健康の週間」における福岡県薬剤師会統一行動について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も10月17日から23日までの1週間にわたり、医薬品及び薬剤師等の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的として、厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会主催による「薬と健康の週間」が実施されます。

本会は、県民を対象としたイベントとして10月22日に「ソラリアプラザ」において開催される「くすりと健康フェア2023」へ参加いたしますが、個々の会員薬局・すべての薬剤師が患者・地域住民から信頼される「かかりつけ薬剤師・薬局」として地域への取り組みを行うことが重要だと考えております。

つきましては、「かかりつけ薬剤師・薬局」のより一層の定着を図るために、下 記のとおり統一行動を行うことといたしました。地域活動として確実に実施して いただき、各薬局・薬剤師より別紙記載のWEBサイトからご報告いただきますよ う周知をお願いいたします。

貴会におかれましても、本事業の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお 願い申し上げます。

記

内 容:令和5年度「薬と健康の週間」における統一行動

- ・健康相談・お薬相談会
- ・薬局でのマイナンバーカードの健康保険証利用に係る啓発活動
- ・ポリファーマシーに関する啓発活動
- ・福岡県薬剤師会作成のお薬に関する役立つ情報の広報活動

実施期間:令和5年10月17日(火)~23日(月)

報告方法:実施要項記載のWEBサイトにて報告

※本事業は「健康相談」に加え、「かかりつけ薬剤師・薬局」のより一層の定着を図ることを目的として実施する地域活動です

以上

令和5年度「薬と健康の週間」における福岡県薬剤師会統一行動 実施要項

1. 事業趣旨

「かかりつけ薬剤師・薬局」のより一層の定着を図るために福岡県薬剤師会会員薬局による地域住民を対象とした令和5年度「薬と健康の週間」における「健康相談・お薬相談会」「薬局でのマイナンバーカードの健康保険証利用に係る啓発活動」「ポリファーマシーに関する啓発活動」「福岡県薬剤師会作成のお薬に関する役立つ情報の広報活動」を実施する

2. 実施内容

一般用医薬品等を含めた医薬品の一元的・継続的把握の重要性の周知や、医薬品の適 正使用のための相談に薬剤師がいつでも応じていることなど、地域住民が「かかりつけ 薬剤師・薬局」を持つことによる意義や利点について普及啓発を図りつつ、地域住民の 健康増進に寄与する

3. 実施期間

令和5年10月17日(火)~23日(月)の1週間

4. 実施方法

- 1)薬局内外へのポスター掲示による実施周知【資料1・資料2】
- 2) すべての来局者や近隣住民に対し、実施のチラシ配布と口頭による周知【資料3】
- 3) 声かけ、相談業務の実施
- 4)薬局でのマイナンバーカードの健康保険証利用に係る啓発活動【資料4】
- 5) ポリファーマシーに関する啓発活動【資料5・資料6】
- 6) 福岡県薬剤師会作成の「お薬に関する役立つ情報」の広報活動【資料7】
- 7) 実施後、薬剤師ごとに記録・保管票を作成し、WEB サイトにて報告【資料8】

<実施のポイント>

- ・自薬局において、患者に健康相談、お薬相談会の実施を行う旨の啓発を行い、全ての 薬剤師の協力のもと実施する
- ・「かかりつけ薬剤師・薬局」の意義と共に、処方せんが無くとも「どんなときも当薬 局薬剤師にご相談ください」ということを重点的に伝える
- ・単に資材の陳列や配布に留まらず、短時間・一言でもよいので、薬剤師からの声かけ を行う

5. 事業資材について

本会ホームページよりダウンロードし、各薬局で印刷してご活用ください

●福岡県薬剤師会ホームページ>会員専用ページ>医療保険委員会

URL: http://www.fpa.or.jp/member/iryouhoken-i.html

資料1:実施周知に係る掲示用ポスター(A3サイズ) 資料2:実施周知に係る掲示用ポスター(A4サイズ) 資料3:実施周知に係る配布用チラシ(B6サイズ)

資料4:薬局でのマイナンバーカードの健康保険証利用に係る啓発資材

資料5:ポリファーマシーに関する啓発資材①

資料6:ポリファーマシーに関する啓発資材② 資料7:「お薬に関する役立つ情報」の広報資材

資料8:記録・保管票

※地区薬剤師会独自の資材の活用を妨げるものではありません

6. その他

本統一行動は、薬剤師の地域活動の一環として、福岡県薬剤師会が主体となって実施するものです

【資料1・2・3】

・実施周知に係る掲示用ポスターおよび配布用チラシ



(資料1・A3サイズ)

(資料2・A4サイズ)

(資料3・B6サイズ)

※資料1~資料3は用紙サイズが異なるのみで、内容は同一です

薬局でのマイナンバーカードの健康保険証利用に係る啓発資材



マイナンバーカードが

保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと





より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今まで に使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるように なります。 ※開業できるのは、医療・値利医師・薬剤解等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証券がなくても、高額療養費制度における限度額 を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!



詳しくは 🎾

マイナポータル



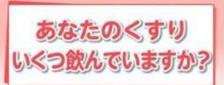
ポリファーマシーに関する啓発資材①





【資料6】

・ポリファーマシーに関する啓発資材②





高齢になると、くすりの数が増えて 副作用が起こりやすくなるので 注意が必要です。

监 师:東京大学大学院医学系研究科老年病学教授 秋下 崔弘

厚生労働省

新作:一般社団法人 くすりの適正使用協議会

日本製菓工業協会

なぜ、高齢者ではぐすりの数が増えるの?

高齢になると、複数の病気を持つ人が増えてきます。 病気の数が増え、受診する医療機関が複数になることも くすりが増える原因となります。

75歳以上の高齢者の4割は5種類以上のくすりを使って います。 高齢者では、使っているくすりが6種類以上にな ると、副作用を起こす人が増えるというデータもあります。

「ポリファーマシー」って 聞いたことありますか 多くのくすりを服用しているため に、副作用を起こしたり、きちんと くすりが飲めなくなったりしている 状態をいいます。単に服用するくす りの数が多いことではありません。



なぜ、高齢者では副作用が起こりやすいの?

高齢になると、肝臓や腎臓の働きが弱くなり、くすりを分 解したり、体の外に排泄したりするのに時間がかかるよう になります。

また、くすりの数が増えると、くすり同士 が相互に影響し合うこともあります。

そのため、くすりが効きすぎてしまったり、効かなかった り、副作用が出やすくなったりすることがあります。

・「お薬に関する役立つ情報」の広報資材



令和5年度「薬と健康の週間」における福岡県薬剤師会統一行動 「健康相談・お薬相談会」(令和5年10月17日~23日) 記録・保管票

■薬局名	•	薬剤師	夂
			~I I

<u></u>	
薬局名	薬剤師名

■対応件数 · 相談件数

対応件数	相談件数
件	件

対応件数…薬剤師から声かけを行った件数

相談件数…声かけを行って患者から相談があった件数

■啓発活動

1.薬局でのマイナンバーカードの健康保険証利用に関して、患者への啓発活動を実施しましたか。

-	
はい	いいえ

2. 薬局でのマイナンバーカードの健康保険証利用に関して、来局者全体に対してどのくらいの患者へ声掛けを行いましたか。

0~20%	20~40%	40~60%	60~80%	80~100%
0 20/0	20 10 /0	10 00 / 0	00 00 / 0	00 100/0

3. 薬局でのマイナンバーカードの健康保険証利用に関して、声掛けを行った患者のうち、マイナンバーカードの健康保険証利用を行っていましたか。

•				-
0~20%	20~40%	40~60%	60~80%	80~100%

4. 福尚県楽剤師会作成「お楽に関する	役立つ情報」の掲示・案内をしましたか
はい	いいえ
5. ポリファーマシーに関して、患者への	の啓発活動を実施しましたか。
はい	いいえ

■対応・相談内容の概要

対応・相談内容

- ※公益社団法人福岡県薬剤師会の会員薬局で実施の事業です
- ※実施期間終了後、令和5年10月24日(火)~10月30日(月)の期間に 下記サイトにて報告をお願いします

http://www.fpa.or.jp/member/iryouhoken-i.html

※「記録・保管票」は各薬局・薬剤師において実施実績として保管してください ※WEB サイトによる報告内容は会員薬局に勤務する薬剤師の地域活動実績として 福岡県薬剤師会において保管いたします